

小児慢性特定疾病医療費助成制度に係る 指定医の申請手続きについて

申請者が医療費助成の申請書に添付する医療意見書を作成することができるのは、都道府県知事、指定都市長及び中核市長等（以下「都道府県等」といいます。）の指定を受けた指定医のみです。

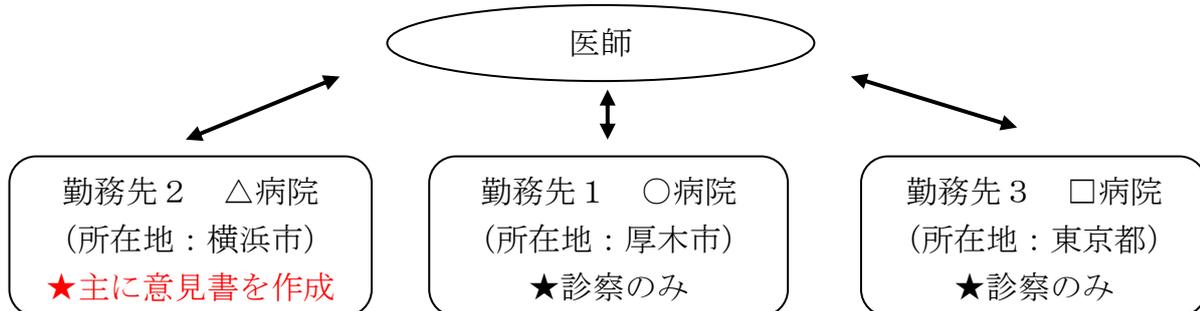
なお、知事や市長の指定を受けた指定小児慢性特定疾病医療機関であれば、指定医がいなくても診療を行うことはできます。（指定小児慢性特定疾病医療機関に勤務していても、指定医でなければ医療意見書の作成はできません。）

指定医の指定を受けるには、主に医療意見書を作成する医療機関が所在する都道府県等に、申請手続きが必要となります。

※ 主に医療意見書を作成するのが横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市に所在する医療機関の場合、神奈川県ではなく、各市に申請してください。

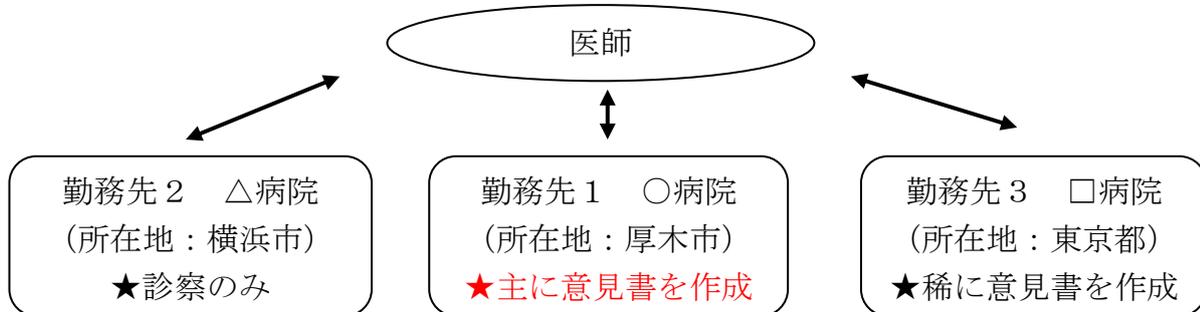
指定医の申請イメージ ～医師が3箇所の病院に勤務している場合～

(例1) 横浜市の病院で主に医療意見書を作成している場合



⇒ 横浜市だけに申請

(例2) 厚木市の病院で主に医療意見書を作成している場合



⇒ 神奈川県だけに申請

1 指定医の職務

(1) 小児慢性特定疾病の支給認定に必要な医療意見書を作成すること。

医療意見書は、疾病ごとに専用の様式があります。診断に基づいて、指定医が下記のホームページより最新の様式をダウンロードし、作成します。

- ・ 小児慢性特定疾病情報センター

<https://www.shouman.jp/>

(2) 国が推進する疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究に協力すること。具体的には、当該調査及び研究に資する情報の提供を行うこと。

現在厚生労働省において、医療意見書のオンライン化の準備を進めています。開始時期や運用方法等については、決まり次第お知らせします。

2 指定医の要件

以下の(1)、(2)の要件を満たし、かつ(3)又は(4)のどちらかを満たすこと。

(1) 診断又は治療に5年以上(臨床研修を受けている期間を含む)従事した経験があること。

(2) 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること。

(3) 厚生労働省が定める学会が認定する専門医の資格を有すること。※1

(4) 神奈川県知事が行う研修を修了していること。※2

※1 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格は、次のページに掲載してあります。

- ・ 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4719/senmon-i20190401.pdf>

※2 研修は、Web研修として実施します。詳細は、次のページをご覧ください。

- ・ 小児慢性特定疾病指定医研修について

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/cnt/f417255/p1091905.html>

3 その他

○ 指定医として指定した場合は、指定通知を申請者住所又は申請者勤務先医療機関へ送付します。

○ 指定医は、次のページにて氏名、勤務先医療機関等を公表します。

- ・ 小児慢性特定疾病医療費助成制度

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/cnt/f417255/#siteiiseido>

○ 指定内容に変更等があった場合は、変更の事項及び変更の生じた年月日を神奈川県知事に届け出る必要があります。

○ 指定の有効期間は5年間です。有効期間前に更新手続きが必要となります。

4 申請方法

(1) 必要書類

① 小児慢性特定疾病指定医指定申請書兼経歴書

次のページに様式が掲載してあります。

- ・ 小児慢性特定疾病医療費助成制度

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/cnt/f417255/#siteiiseido>

② 医師免許証の写し（裏面に書換等の記載のあるものは、裏面も添付のこと）

③ 2（3）の専門医に認定されていることを証明する書類の写し

※ 全てA4サイズとしてください。

(2) 申請先

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課

「小児慢性特定疾病指定医担当」まで

(3) 問合せ

電話045-210-1111内線4673

(封筒貼り付け用宛名)

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県子ども家庭課 家庭福祉グループ

小児慢性特定疾病指定医担当